

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和3年第5回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年8月30日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年9月27日提出

岐阜県教育委員会

教育長

堀 貴 雄

< 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 >

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

< 教育長に対する権限の委任等に関する規則 >

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から九 (略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

十一から二十 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

教総第467号
令和3年8月30日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に
基づく意見について(回答)

令和3年8月25日付け情シ第170号で照会のありました下記議案につい
ては、異議ありません。

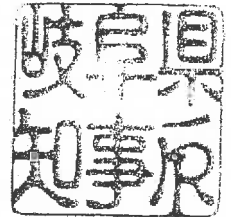
記

- ・岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

情シ第170号
令和3年8月25日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇



県議会提出予定議案に係る意見について（照会）

令和3年第5回県議会定例会に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

- 1 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案の概要：議第115号】

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

(担当課：情報システム課)

- 1 知事が行う次の4事務について、申請者の利便性の向上のため、個人番号（マイナンバー）を利用して必要な特定個人情報（※）の提供を市町村等から受けることとし、申請に係る添付書類（所得課税証明書等）を省略することができるようにする。※個人番号をその内容に含む個人情報
 - (1) 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の減免に関する事務
 - (2) 私立学校、専修学校等の生徒等で東日本大震災等の大規模災害により被災したものの保護者等に対する授業料等の軽減のための補助金の交付に関する事務
 - (3) 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給等に関する事務
 - (4) ひとり親家庭の親及び子の高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務
- 2 申請者の利便性の向上のため、県の内部において1(3)の事務等に関する特定個人情報を、一定の事務の処理のために利用し、又は提供することができることとし、申請に係る添付書類を省略することができるようにする。

(令和4年4月1日から施行)

議 第 百 十 五 号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 1 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岐阜県条例第九号）による掛金の減免に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一一の項に次の三号を加える。

- 5 東日本大震災その他の大規模災害により被災した私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校等に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
- 6 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
- 7 二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二一の項第二号中「第二号」を「第三号」に、「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号及び第三号」を「第一号及び第四号」に改め、同号を同項第一号とし、同項に第一号として次のように加える。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1 別表第二一の項第 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進 |
|------------|-------------------------------|

<p>一号に掲げる事務</p>	<p>学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
-----------------	---

別表第二一の項に次のように加える。

<p>4 別表第二一の項第六号に掲げる事務</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>5 別表第二一の項第七号に掲げる事務</p>	<p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第三知事の項中「知事」を「一 知事」に改め、「生活保護関係情報」の下に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

<p>一 教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和三十九年法律第</p>	<p>知事</p>	<p>別表第二一の項第六号に掲げる事務</p>
----------------	-------------------------------------	-----------	-------------------------

	百四十四号) による特別支援学 校への就学のため必要な経費の 支弁に関する情報又は学校保健 安全法(昭和三十三年法律第五 十六号)による医療に要する費 用についての援助に関する情報 であつて規則で定めるもの	
--	---	--

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の減免に関する事務について個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができるようにする等のため、この条例を定めようとする。